

共済組合加入者に係る互助会会員資格の適用区分

令和6年4月1日

共済組合員種別	任用区分	互助会会員資格
一般・船員一般	本採用	○
	再任用職員（常勤）	○
	任期付職員（常勤）	○
	会計年度任用職員（フルタイム）（12月超）	○
短期・船員短期	臨時的任用職員	○
	再任用職員（短時間）	○
	任期付職員（短時間）	—
	会計年度任用職員（フルタイム）（12月以内）	—
	会計年度任用職員（パートタイム）	—